

〔解 説〕

1) 不適切である

国民年金の第1号被保険者が出産する場合は、出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間*の国民年金の保険料が免除されます（国民年金保険料の産前産後期間の免除制度）。

※多胎妊娠の場合の免除期間は、出産予定日または出産日が属する月の3か月前から6か月間です。

2) 不適切である。

産前産後期間の国民年金の保険料が免除された期間は、保険料を全額納付したものとして老齢基礎年金の額が計算されます。

3) 適切である。

賞与に係る保険料の免除の要件は、2022（令和4）年10月より記述の内容に改正されました。なお、毎月の給与に係る保険料の免除期間は、育児休業等を開始した日の属する月から、育児休業等が終了する日の翌日が属する月の前月までです。ただし、育児休業等の開始日の属する月と終了日の翌日が属する月が同一の場合でも、14日以上育児休業等を取得した場合は、当該月の保険料が免除されます。

4) 不適切である。

育児休業等期間中の厚生年金保険の保険料の免除は、被保険者負担分、事業主負担分がともに免除されるものです。また、免除を受けるための手続は事業主が行います。

出産・育児に係る公的年金の保険料の免除には、国民年金の保険料に関するものと、厚生年金保険の保険料に関するものがあります。それぞれの免除期間や要件、免除期間に係る年金額などについて理解しておくとい良いでしょう。